

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日  
の翌日)

## 目次

◇規則 鳥取県立保育専門学院学則

## 規 則

鳥取県立保育専門学院学則をここに公布する。

昭和五十三年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第十六号

鳥取県立保育専門学院学則

鳥取県立保育専門学院学則(昭和三十一年六月鳥取県規則第三十八号)の全部を改正する。

### 目次

第一章 総則(第一条)

- 第二章 定員及び修業年限(第二条)
  - 第三章 学年、学期及び休業日(第三条―第五条)
  - 第四章 教育課程(第六条)
  - 第五章 単位の修得、進級及び卒業(第七条―第九条)
  - 第六章 入学、休学、退学等(第十条―第十八条)
  - 第七章 賞罰(第十九条・第二十条)
  - 第八章 健康管理(第二十一条)
  - 第九章 寄宿舎(第二十二条)
  - 第十章 雑則(第二十三条)
- 附則
- 第一章 総則

### (目的)

第一条 鳥取県立保育専門学院(以下「学院」という。)は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する児童福祉施設において児童の保育に従事しようとする者に対し、これに必要な知識及び技能を修得させるとともに、社会福祉精神のかん養を図ることを目的とする。

第二章 定員及び修業年限  
第二条 学院の定員及び修業年限は、次のとおりとする。

定 員	修 業 年 限
総 定 員	二 年
学 年 定 員	
百 人	
五 十 人	

## 第三章 学年、学期及び休業日

## (学年)

第三条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

## (学期)

第四条 学年の学期は、次のとおりとする。

一 前期 四月一日から九月三十日まで

二 後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

## (休業日)

第五条 学院の休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

二 日曜日

三 夏季、冬季及び春季において、学年を通じ十二週間を超えない範囲で知事が定める日

四 前三号に定めるもののほか、知事が定める日

2 知事は、教育上必要があると認めるときは、前項第一号から第三号までに掲げる休業日を変更することができる。

## 第四章 教育課程

第六条 学院の修業教科目及びその単位数は、別表第一のとおりとする。

2 学年ごとの修業教科目及びその単位数は、別に定める。

## 第五章 単位の修得、進級及び卒業

## (単位の修得)

第七条 修業教科目の単位の修得の認定は、学習の評価及び生徒の出席時間数に基づいて行う。

2 前項の学習の評価は、試験及び実習の成績に基づいて行う。

3 第一項の出席時間数は、出席すべき時間数の三分の二以上を満たさなければならぬ。ただし、知事が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

## (進級)

第八条 学年の進級の認定は、学年の修業教科目の単位の修得の状況に基づいて行う。

## (卒業)

第九条 別表第二に定める修業教科目数及び単位数以上の修業教科目及び単位を修得した生徒に対しては、卒業証書(様式第一号)及び保母資格証明書(様式第二号)又は資格証明書(様式第三号)を授与する。

## 第六章 入学、休学、退学等

## (入学資格)

第十条 学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定に該当する者

二 満十八歳以上の者で、児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事したもの

## (入学志願手続)

第十一条 学院に入学しようとする者は、所定の期日までに、入学願書(様式第四号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 入学資格を有する者であることを証明する書類(入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあつては、その見込

みを証明する書類)

二 最終学校の長の調査書

三 健康診断書

四 写真(出願前三月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもの

で、縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの)

(入学の許可)

第十二条 入学の許可は、入学選抜試験の結果等に基づいて行う。

2 前項の入学選抜試験は、学科試験及び面接試験とする。

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第十三条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を  
知事に提出しなければならない。

一 保証人二人が連署した誓約書(様式第五号)

二 戸籍抄本

三 入学資格を証明する書類を提出していない者にあつては、当該資格  
を証明する書類

2 前項第一号の保証人は、県内に住所を有する成年者で独立の生計を営  
むものであり、かつ、親権者又は後見人があるときは、そのうち一人は、  
親権者又は後見人でなければならない。

(誓約書の提出)

第十四条 生徒は、保証人に変更があつたときは、直ちに、誓約書(様式  
第六号)を知事に提出しなければならない。

(住所等の変更の届出)

第十五条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名  
に変更があつたときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(休学及び退学)

第十六条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとする  
ときは、休学願(様式第七号)又は退学願(様式第八号)に医師の診断

書その他休学又は退学の理由を証明するに足る書類を添えて知事に提出  
し、その許可を受けなければならない。

(復学)

第十七条 休学中の生徒は、その理由がなくなつたため復学しようとする  
ときは、復学願(様式第九号)に医師の診断書その他復学の理由を証明

するに足る書類を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。  
い。

(除籍)

第十八条 知事は、生徒が精神又は身体に障害を生じ、成業の見込みがな  
いと認められるときは、除籍をすることができる。

第七章 賞罰

(表彰)

第十九条 知事は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒  
の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。  
きる。

(懲戒)

第二十条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、  
生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、  
退学は、次の各号の一に該当する生徒に限り行うことができる。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる生徒

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる生徒

三 正当の理由がなくて出席常でない生徒

四 学院の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した生徒

第八章 健康管理

第二十一条 知事は、生徒に対し、年一回以上健康診断を行わなければならない。

第九章 寄宿舎

第二十二条 学院に、寄宿舎を置く。

2 寄宿舎に入舎しようとする者は、入舎願(様式第十号)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前項に定めるもののほか、寄宿舎の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

第十章 雑則

(委任)

第二十三条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前の鳥取県立保育専門学院学則の規定によりなされている申請、届出その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

3 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二保育専門学院長の項を次のように改める。

保育専門  
学院長

一 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十三年三月鳥取県条例第十六号)第三条の規定による入学の許可

二 鳥取県立保育専門学院学則(昭和五十三年三月鳥取県規則第十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の規定による休業日の決定及び変更

(二) 第六条第二項の規定による学年ごとの修業教科目及びその単位数の決定

(三) 第七条の規定による修業教科目の単位の修得の認定

(四) 第八条の規定による学年の進級の認定

(五) 第九条の規定による卒業証書及び保母資格証明書又は資格証明書の授与

(六) 第十一条の規定による入学願書等の受理

(七) 第十三条の規定による誓約書等の受理

(八) 第十四条の規定による誓約書の受理

(九) 第十五条の規定による住所等の変更の届出の受理

(十) 第十六条の規定による休学又は退学の許可

(十一) 第十七条の規定による復学の許可

(十二) 第十八条の規定による除籍の決定

(十三) 第十九条の規定による表彰

(十四) 第二十条の規定による訓告、停学又は退学の処分

(十五) 第二十一条の規定による健康診断の実施

(十六) 第二十二条の規定による寄宿舎への入舎の許可

別表第一(第六条関係)

				体 育		外 国 語	一 般 教 育						系 列
福 祉							自 然 科 学	社 会 科 学		人 文 科 学			
教 育 原 理 (講 義)	児 童 福 祉 (講 義)	社 会 福 祉 I (演 習)	社 会 福 祉 I (講 義)	体 育 実 技	体 育 講 義	外 国 語	統 計 学	生 物 学	経 济 学	社 会 学	文 学	倫 理 学	修 業 教 科 目
二	二	二	二	一	一	二	二	二	二	二	二	二	単 位 数

専 門 科 目 I

保 育 内 容						保 健				心 理		保 育 ・ 教 育			
絵 画 製 作 (演 習)	音 楽 リ ズ ム (演 習)	言 語 (演 習)	自 然 (演 習)	社 会 (演 習)	健 康 (演 習)	小 児 栄 養 (実 習)	小 児 栄 養 (講 義)	精 神 衛 生 (講 義)	小 児 保 健 (実 習)	小 児 保 健 I (講 義)	教 育 心 理 学 (講 義)	児 童 心 理 学 (講 義)	保 育 実 習 I (実 習)	養 護 原 理 I (講 義)	保 育 原 理 I (講 義)
一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	四	二	二	四	二	四

専門科目Ⅰ															
保育内容			家政	保健	心理			保育・教育				基礎技能			
音楽リズム (演習)	言語 (演習)	健康 (演習)	家庭管理 (講義)	小児保健Ⅰ (講義)	臨床心理学 (演習)	乳幼児心理学 (演習)	青年心理学 (講義)	保育実習Ⅲ (実習)	保育実習Ⅱ (実習)	養護原理Ⅰ (講義)	保育原理Ⅰ (講義)	体育 (演習)	図画工作 (演習)	音楽Ⅰ (演習)	乳児保育Ⅰ (講義)
—	—	—	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

別表第二(第九条関係)

専門科目Ⅰ	専門科目Ⅰ	体育	外国語	一般教育	系 列
五	二十四	二	一	六	科修業教 目数
八	四十六	二	二	十二	単位数

基礎技能			
音楽Ⅰ (演習)	乳児保育Ⅰ (演習)	養護内容 (演習)	絵画製作 (演習)
二	二	二	一

様式第一号 (第九条関係)

第 号

第 号

卒業証書

氏 名

年 月 日生

鳥取県立保育専門学校の課程を修了したことを証する

年 月 日

職 氏 名

印

割り印

様式第二号 (第九条関係)

第 号

第 号

保母資格証明書

氏 名

年 月 日生

児童福祉法施行令第十三条第一項第一号の規定により指定された保母を養成する施設  
において所定の科目を修めて卒業した者であることを証明する。

年 月 日

所 在 地

職 氏 名

印

割り印

(昭和二十一年十一月十六日厚生省告示第三十五号指定)

様式第三号 (第九条関係)

第 号 資 格 証 明 書

氏 名 年 月 日 生

右の者は児童福祉法施行令第二十二条において適用する第十三条第一項第一号の施設  
 において所定の科目を修めて卒業した者であることを証明する。

年 月 日

所 在 地

職 氏 名

印

(昭和三十一年十一月十六日厚生省告示第三十五号指定)

様式第四号 (第十一条関係)

入 学 願 書

職 氏 名 殿

私 は、貴学院に入学したいので、許可して下さるよう関係書類を添えてお願ひします。

年 月 日

住 所

郵便番号 □□□□-□□

(ふりがな) 氏 名

生年月日

㊟



様式第五号 (第十三条関係)

誓 約 書

職 氏 名 殿

私は、このたび貴学院生徒として入学を許可されましたので、規則を堅く守り、学生の本分に従って学業に精励することを誓います。

年 月 日

本 人 住 所 氏 名 ⑩

私たちは、上記の者が貴学院に在学中、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。

年 月 日

保 証 人 住 所 氏 名 ⑪

年 月 日生

職 業 本人との続柄

保 証 人 住 所 氏 名 ⑫

年 月 日生

職 業 本人との続柄

様式第六号 (第十四条関係)

誓 約 書

職 氏 名 殿

私は、このたび貴学院生徒 ⑬ の保証人となりまして、前回の保証人と同様、本人が貴学院に在学中、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。

年 月 日

保 証 人 住 所 氏 名 ⑭

年 月 日生

職 業 本人との続柄

様式第七号 (第十六条関係)

<p>休 学 願 望</p> <p>職 氏 名 殿</p> <p>下記の理由により休学したいので、許可してくださるよう保証人と連署してお願いいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>本 人 氏 名 所 名 <input type="checkbox"/></p> <p>保証人 氏 名 所 名 <input type="checkbox"/></p> <p>保証人 氏 住 所 名 <input type="checkbox"/></p> <p>記</p>			<p>理 由</p> <p>休学を希望する期間</p> <p>年 年 月 月 日から 日まで</p>
--	--	--	--

様式第八号 (第十六条関係)

<p>退 学 願 望</p> <p>職 氏 名 殿</p> <p>下記の理由により退学したいので、許可してくださるよう保証人と連署してお願いいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>本 人 氏 名 所 名 <input type="checkbox"/></p> <p>保証人 氏 名 所 名 <input type="checkbox"/></p> <p>保証人 氏 住 所 名 <input type="checkbox"/></p> <p>記</p>			<p>理 由</p> <p>退学を希望する期日</p> <p>年 月 日</p>
--	--	--	--

様式第九号 (第十七条関係)

復 学 願 望	
職 氏 名 殿	
下記の理由により復学したいので、許可してくださるよう保証人と連署をお願いします。	
年 月 日	
本 人 氏 名	①
保 証 人 住 所 氏 名	②
保 証 人 住 所 氏 名	③
理 由	
復学を希望する期日	年 月 日

様式第十号 (第二十二条関係)

入 舎 願 望	
職 氏 名 殿	
下記の理由により寄宿舎に入舎したいので、許可してくださるよう保証人と連署をお願いします。	
年 月 日	
本 人 氏 名	①
保 証 人 住 所 氏 名	②
保 証 人 住 所 氏 名	③
理 由	